

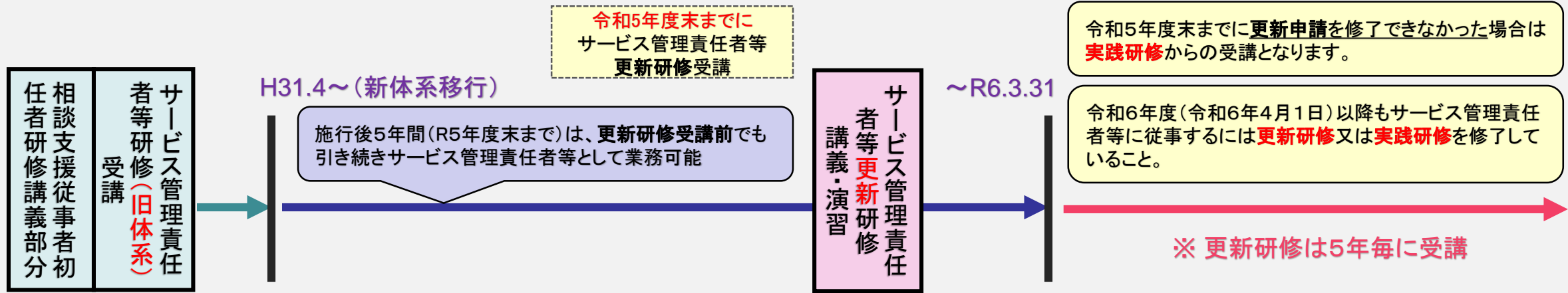
# サービス管理責任者等の研修 及び経過措置について

※サービス管理責任者等：サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者

令和4年3月  
青森県健康福祉部障害福祉課

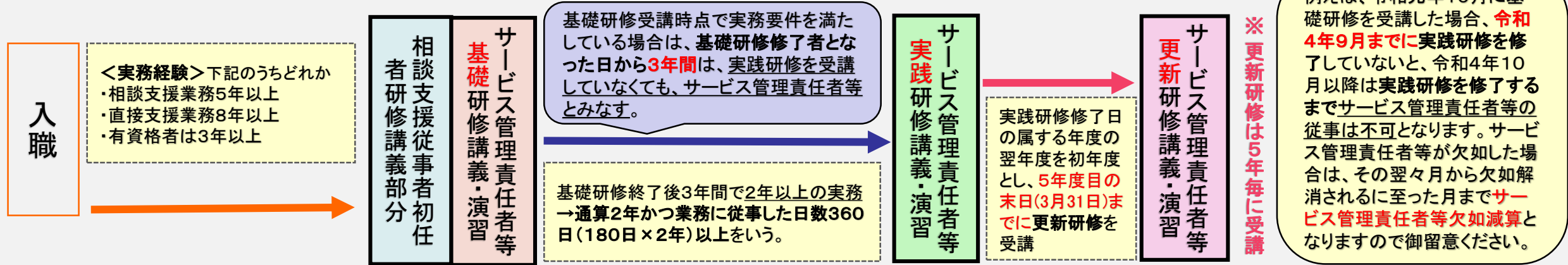
# ① 旧体系(H31.3以前)の研修受講済みの者について

- ・令和5年度末(令和6年3月31日)までに更新研修を修了できなかった場合は、令和6年4月1日以降は実践研修修了証の交付を受けるまでサービス管理責任者等としての業務はできません(サービス管理責任者等欠如)。
- ・サービス管理責任者等が欠如した場合は、その翌々月から欠如解消されるに至った月まで**サービス管理責任者等欠如減算**となりますので御留意ください。



# ② 基礎研修受講時点で実務要件を満たしていた者について

R元~R3の基礎研修受講者に限ります。



③ 基礎研修受講時点で実務要件を満たしていなかった者について

④ R4以降の基礎研修修了者について

(基礎研修受講時点で実務要件を満たしている者も含む。)

※ 更新研修は5年毎に受講

